

長崎労働局発表令和5年11月30日

担 | 長崎労働局 雇用環境・均等室

麗麗 · 均等推進監理 金縄 周一室 長 補 佐 橋本 浩紀

当 電話 095-801-0050

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

~早めの相談、適切な対応をお願いします~

1 厚生労働省では、ハラスメント[※]が発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、事業主及び労働者に対しハラスメント防止を広く呼びかけ、ハラスメントのない職場づくりを推進します。

すべての事業主は、職場におけるハラスメントの防止のために、ハラスメントの内容およびハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化した上で、管理監督者を含む全労働者に対して周知を行い、相談体制の整備等の雇用管理上の措置を講じなければならない、とされています。

長崎労働局(局長 小城 英樹)では、労使のみならず広く県民の皆様に職場におけるハラスメントについての認識を深め、ハラスメント防止の重要性を理解いただけるよう、集中的に広報活動を行うとともに、事業主に対してハラスメント防止のための取組の徹底を呼びかけます。また、12 月1日から長崎労働局雇用環境・均等室に「ハラスメント対応特別相談窓口」を設置し、広く労使の皆様からハラスメントに関する相談を受け付け、相談者へのアドバイスなどを行います。

※セクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントのほか、顧客や取引先等からの著しい迷惑行為(いわゆるカスタマーハラスメント)、就職活動中の学生等へのハラスメントなど。

【ハラスメント対応特別相談窓口】

長崎労働局雇用環境・均等室 (長崎市万才町 7−1 TBM 長崎ビル 3 階)

期 間: 令和5年12月1日(金)から令和5年12月28日(木)

時 間:9時30分~17時00分/月~金

電 話: 095-801-0050

相談内容:

職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産、育児 休業等に関するハラスメントのほか、取引先や顧客等からの著しい迷惑行為(いわゆる カスタマーハラスメント)、就職活動中の学生等からのハラスメントについての相談等

▶ 事業主からのハラスメント防止対策についての相談も受け付けます。

【カスタマーハラスメント、就活ハラスメント悩み相談室】

≪特設ページ https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/ ≫

厚生労働省の委託事業として年度内は開設しています。

メール、SNS(LINE)による相談が可能です。24時間受付中です。

- 2 12月5日(火)、オンラインで「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」(13:30~15:15) が開催されます。参加希望の方は、以下の特設ページから参加申込みを受け付けています。
 ≪シンポジウム特設ページ https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium≫
- 3 厚生労働省ではハラスメント防止対策の取組の参考としていただけるパンフレットや研修動画などを提供しています。詳細はポータルサイト「あかるい職場応援団」をご覧ください。
 ≪サイト URL https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/≫

【添付資料】

▽「職場のハラスメント撲滅月間」チラシ (資料1)
▽「職場のハラスメント対策」リーフレット (資料2)
▽「カスタマーハラスメント悩み相談室」チラシ (資料3)

▽「就活ハラスメント悩み相談室」チラシ (資料4)